新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会

本新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会に付託された事項について調査結果を報告します。

令和3年3月17日

新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会

委員長 山下 寿

宮崎県議会議長

丸山 裕次郎 殿

# 新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会報告書目次

Ι	特別多	委員会の記	没置	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
ΙΙ	調査活	舌動の概要	更 •				•			•							•	•							•		9
	1 本県	県の地域圏	医療体	制等	逐	び原	<b></b>	症	子	·防	i等	^	0)	対	応	:12		oV.	へて	-			•	•	•	•	10
	(1) 業	所型コロラ	ナウイ	ルフ	感	染』	定に	係	る	県	(D)	対	応			•	•	•	•	•			•	•	•	•	10
	1	県の体制	钊 •		•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•			•	•	•	•	10
	2	県保健原	所及び	衛生	環	境石	开究	ᇑ	ĵΦ	対	応		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
	3	県立病院	完の対	応	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
	4	これまで	での取	組の	検	証	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
	(2) 7		び県医	師会	きの	対ル	<u></u>	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•			•	•	•	•	12
	1	宮崎市伊	呆健所	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
	2	延岡市、	日南	市	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
	3	宮崎県図	医師会	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
	(3) 市	具への提言	<b>†</b> •		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
	1	医療提供	共体制	の弱	主化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
	2	検査体制	訓の拡	充	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
	3	病床をは	はじめ	とす	つる	医抗	<b></b> 育	源	確	保	:12	向	け	た	. 取	紅組	l	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
	4	医療機関	関や医	師会	等	関係	系機	製	と	0)	連	携	•	情	幸	共	: 有	ĺ	•	•	•	•	•	•	•	•	17
	<b>⑤</b>	医療機関	関、医	療領	生事	者~	\O.	支	援	Ž.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
	6	保健所等	等の業.	務負	担	の車	圣洞	Ź	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
	7	市町村と	との連	携・	情	報封	<b></b>	Ī	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
	8	県民へ向	句けた	情報	発	信	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
	9	特別支持	爰学校	、高	齢	者加	包設		保	育	所	<b>,</b> i	訪	問	看	護	`	放	課	後	児	童	ク	ラ	ブ	,	
		放課後等	等デイ	サー	- Ľ	スキ	等へ	(D)	支	援		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
	10	災害時過	<b>達難施</b>	設に	にお	ける	る感	染	防	îШ	対	策	:	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
	11)	誹謗中傷	傷等へ	の対	力策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
	12	その他			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
•	2 学村	交における	る対応	に~	こしい	て	•																			•	20
•		表 表教育委員																									20
		N級 P ダダ 学校等の対																									21
	1	県立門																									21
	2	日南市立																									22
	3	合同会社																									23
	9	H 1.3 44 1-	<del></del> · · · ·	,	•	/	_		0)	٠ م	, _	. ,															

(3)	県~	<b>へ</b> の打	提言	٠ .		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
<u>(1</u>	) 4	生活7	が困	窮~	する	る家	庭	^	0	支	援		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
2	· [	<b></b>	生の	就耶	餓っ	支援	Ž	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
(3		学校の	の施	設建	整備	<b>備等</b>	Ę	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
3	具内の	の産	業•	観	光(	イン	バウン	/ド)	0)	影	響	<u>اح</u> إ	復	興	111	·	V	って	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
(1)	新型	型コリ	ロナ	ウィ	イブ	レス	感	染	症	0)	本	県	:経	経済	^	(T)	景	2響	3	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
<u> </u>	)相	既況	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
2		<b></b> 南工	関連	分野	野	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
(3	)	農畜	水産	分野	野	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
4	1	木業	· 木	材產	産美	<b>美</b> 分	野	;	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
(5	) 4	公共	交通	機	関令	争	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
(2)	経	斉対領	兼に	係	るり	長の	取	組		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
1	) <u>j</u>	県のI	取組	.体制	制	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
2	) j	県のI	取組	. '	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
	ア	事	業継	続。	と 🏴	君馬	活	動	0	維	持	に	. 関	す	る	施	第	į	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
	イ	地址	域経	済(	の耳	耳始	重	Jと	更	な	:る	活	性	:1Ł	はこ	. 関	す	-る	施	策	î	•	•	•	•	•	•	•	•	29
	ウ	医排	療・	検3	查位	本制	(D)	整	備	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
(3)	市田	叮村(	の取	組	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
(4)	県屋	<b>为産</b>	業界	·0]	取糸	且	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
<u> </u>	) 7	<b></b> 南工	• 飲	食	對信	系団	]体	:	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
2	2) 着	見光	関係	団体	本	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	32
(5)	県/	への打	提言	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	33
<u> </u>	) 糸	圣済	対策	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	33
2	D	雇用	対策	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	34
(3	B) <u>*</u>	生活[	困窮	者	~0	をの	援		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	34
4	) 月	け源(	の確	保	• 3	乞実	<b>等</b>		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	35
(5	<b>)</b>	土会紀	径済	· の §	変イ	匕を	:本	県	0	発	展	に		な	げ	う	耶	双組	L	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	35
6		育工:	会議	所、	, P	ゴコ	:会	0	人	.員	体	制	0	整	備	İ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	35
Ⅲ 結	7	バ	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	36
IV 委員	会記	2置	等資	料	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	39
1 将	・ 別る	委員:	会の	設証	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	41
2 委	美員名	占簿	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	42
3	. 員会	会活真	動経	過位	の棋	要	į	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	43

《参考資料》 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

# I 特別委員会の設置

新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会は、令和2年4月臨時県議会において、感染症対策の強化及び医療体制・県内経済の安定へ向けて所要の調査活動を行うことを目的として設置されたものです。

# Ⅱ 調査活動の概要

本県における新型コロナウイルス感染症については、令和2年3月4日に1例目が発生して以降、令和3年1月末現在で計1,832名の感染者が確認されています。第2波前の4月中旬から7月上旬にかけての時期は、80日以上にわたり感染者が確認されず、それまでの感染者についても感染経路不明のケースがないことやクラスターの発生がないという全国的にみても非常に感染が抑えられた状況にありましたが、11月から見舞われた第3波では、1月6日の感染者数が105名、直近1週間(12/31~1/6)の人口10万人あたりの新規感染者数が32.0人で全国3番目の多さとなるなど「歴史的な危機に直面」し、1月7日には県独自の緊急事態宣言が発令される事態にまで至りました。経済への影響も深刻で、令和2年3月以降大きく落ち込んでおり、長期化や更なる悪化が懸念されます。雇用についても、有効求人倍率は4月から5月にかけて大きく落ち込み、6月以降は全国の数値を上回って推移しているものの、予断を許さない状況が続いており、とりわけ、アルバイトやパートタイムなど、労働条件が不安定な非正規雇用労働者への影響が懸念されています。

このような状況にあって、県は、県民の命と健康を守ることを最優先に、医療提供体制の強化をはじめ、現在の取組に全力を尽くしていくことはもちろんですが、今後の対応を検討する上で、また、将来の新たな感染症に備えて、不断の検証を行っていくことが重要です。経済対策に関しても、感染拡大防止の徹底と社会経済活動の両立を図り、経済活動の基盤を維持していくとともに、これまでにないスピードで進んでいる社会経済の大きな変化に本県経済が的確に対応し、さらには発展していけるよう県民一丸となった取組を進めていく必要があります。また、臨時休業や行事の中止・縮小、生活困窮等により大きな影響を受けている児童生徒の学びをどう保障していくのかについては、子どもの将来に関わるたいへん大きな問題です。

当委員会では、こうした認識の下、①本県の地域医療体制等に関すること、②感染症予防等への対応に関すること、③学校における対応に関すること、④県内の産業・観光(インバウンド)の影響と復興に関することの4項目を調査事項として決定し、所要の調査活動を行ってきました。

調査に当たっては、県関係部局に調査事項についての現状や課題、施策等について説明を求

めるとともに、関係団体との意見交換や現地調査を実施するなど、現状把握等に努めたところです。

関係団体との意見交換では、経済・飲食関係団体(「一般社団法人宮崎県商工会議所連合会」、「宮崎県商工会連合会」、「宮崎県中小企業団体中央会」、「宮崎県飲食業生活衛生同業組合」、「宮崎県社交飲食業生活衛生同業組合」及び「宮崎県すし商生活衛生同業組合」)から新型コロナウイルス感染症の会員企業への影響について、観光関係団体(「宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合」、「一般社団法人日本旅行業協会宮崎地区委員会」、「一般社団法人全国旅行業協会宮崎県支部」「公益社団法人宮崎市観光協会」、「一般社団法人日南市観光協会」、「一般社団法人日南市観光協会」、「一般社団法人高千穂町観光協会」及び「公益財団法人宮崎県観光協会」)から新型コロナウイルス感染症の本県観光への影響について、学校等(「県立門川高等学校」、「日南市立飫肥中学校」及び「合同会社レスパイトサービスあるたす」)から授業対応の状況等について、市町村(「延岡市」及び「日南市」)から感染拡大防止対策や経済対策について、それぞれ話を伺い、意見交換を行いました。

また、現地調査では、「宮崎県医師会」及び「宮崎市保健所」を訪問し、新型コロナウイルス感染症への最前線での対応状況について説明を受け、意見交換を行いました。

これらの活動経過については資料のとおりですが、ここで総括して報告します。

# 1 本県の地域医療体制等及び感染症予防等への対応について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る県の対応
- ① 県の体制

本県で新型コロナウイルス感染症の感染者が最初に確認されたのは令和2年3月4日ですが、県では2月3日に「新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第1回)」を開催するなど、早い時期から警戒を行ってきました。4月6日には「新型コロナウイルス感染症対策協議会」を設置するとともに、患者の受入調整をはじめ、病床数や医療スタッフ、医療資器材の確保や医療機関等のネットワーク構築など実務的な調整を行う「宮崎県新型コロナウイルス感染症対策調整本部」を設置し対応してきています。また、「新型コロナウイルス感染症対策特命チーム」を7月30日に設置し、感染症対策の中心となっている福祉保健部の業務負担の軽減のための各種業務を行うとともに、施策の機動的な実施を図っています。

「新型コロナウイルス感染症に関する基本的対処方針(保健分野)」では、県民の命と健康を守るため、感染拡大防止対策と医療提供体制の確保という大きな二本柱の取組を着実・迅速に実施するとしており、「宮崎県の対応方針」では、感染拡大防止対策の基本的な考え方として、感染リスクはゼロにならないことを前提(コロナとともに生きていく)に、「感染拡大防止」と「社会経済活動の維持・再生」の両立を目指して、県内の圏域ごとの感染状況等に基づき対応を示し、県民に速やかな行動変容を促すことで、感染拡大を早期に防ぎ、社会経済活動の抑制の長期化を防ぐとしています。

# ② 県保健所及び衛生環境研究所の対応

新型コロナウイルス感染症への県の対応は、宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき行われています。同計画では対応分野を「サーベイランス」、「予防・まん延防止」、「医療体制」、「県民等への情報提供、県民生活及び県民経済の安定の確保」の4分野に区分していますが、保健所及び衛生環境研究所はそれぞれにおいて必要な役割を担っています。

具体的には、保健所は、発生事例に対応し、疫学調査を行い、接触者からの新たな患者発生に備えるとともに、帰国者・接触者相談センターの設置、外来対応医療機関・入院対応医療機関の確保など二次医療圏の医療提供体制の整備などを行っています。患者側から見ると、相談、受診、検査、陽性となった場合の入院といった流れがありますが、これら全てにおいて保健所が関わっています。衛生環境研究所は、県分の行政検査として行っているPCR検査をはじめ、県内の感染情報の集約と発信などを行っています。

なお、保健所の業務負担について「保健師が感染者の行動調査や濃厚接触者の調査など、本来持っている専門性の必要な業務に集中できる体制とするよう、例えば、一般県民からの相談は民間へ委託、検体の搬送については、保健所だけでなく、地域の県職員が交代で業務を行っている。国からも、法律上の期限が来る業務の期間延長などの配慮がなされている。民間ができるものは民間へ、行政機関で分担できるものは分担していくことで、保健所業務、特に保健師業務の負担軽減を進めている。」との説明が福祉保健部からありました(5月18日)。

# ③ 県立病院の対応

3県立病院においては、累計175人の新型コロナウイルス感染症患者を受け入れています(令和3年1月末現在)。

患者受け入れのための体制の整備として、感染の有無を院内で迅速に検査できるよう、 PCR検査機器をはじめ、検査体制を整備するとともに、延岡病院に、入院患者が万が一 超重症化した場合に備え、呼吸補助に用いる専用のエクモを新たに1台配備するなどして います。

当初は3県立病院のみで新型コロナウイルス感染症患者を受け入れており、この経験等から、各医療圏の感染症指定医療機関や協力医療機関との間で、受入体制の整備方法や患者受け入れのノウハウについて、ウェブ会議等で情報の共有を図るなど、リーダー的な役割を果たしています。宿泊療養施設開設に当たっては、宮崎病院の感染管理チーム等がアドバイスを行っています。県立病院を代表して宮崎病院副院長が、新型コロナウイルス感染症対策調整本部の本部員として臨床現場の生の声を県の対策の企画立案等に反映させています。また、3県立病院では、ストレスを感じる職員がでてきたことを受け、職員の心のケアに取り組んでいます。

なお、今後の課題として「保健所等とも十分協議しながら、地域医療機関との役割分担など、適切な医療提供体制の構築に向けて、地域医療機関とのさらなる連携を図る必要が

ある。県立病院事業の収益は非常に悪化しており、今回の国の交付金等による適切な支援を受けるとともに、一層の経営改善に取り組む必要がある。」との説明が病院局からありました(6月22日)。

# ④ これまでの取組の検証

今後の新型コロナウイルス感染症への対応の上で、また、将来に向けた本県の感染症対策を構築していく上で、これまでの取組について検証することは極めて重要です。事実上の第2波への対応まとめとして10月14日付けでまとめた取組ごとの検証について、福祉保健部から説明がありました。概要は以下のとおりです。

- 「検査体制」については、大きな課題はなかった。
- ・ 「医療提供体制」については、病床の確保について、病床数として確保はできていたが、即応性が十分でなかったという課題が残ったので、病床確保計画を変更した。

入院調整について、障がい者や高齢者で介護が必要な患者の入院の調整がかなり困難になっている。

コロナ疑い救急搬送患者の受入体制について、搬送困難事案を減らすべく、「疑い患者受け入れ救急医療体制確保事業」に取り組んでいる。

- ・ 「保健所等(県福祉保健行政)の対応力」については、業務負担が集中した保健所に は他保健所や本庁から職員を派遣したり、市町村から職員の応援をいただいたり、一部 業務の外部委託を行った。また、県庁内に特命チームを設置するとともに、感染症対策 室に新型コロナウイルス対策担当を新設した。
- ・ 「市町村との連携・情報共有、県民に向けた情報発信」については、課題を踏まえ、 市町村とはホットラインを設置するなど、また県民への情報提供では、県ホームページ のコロナ特設サイトの工夫などを行ったところであるが、今後もしっかり対応していく。
- ・ 「感染拡大緊急警報、行動要請等の対策パッケージ」については、県の対応方針で定 めた取組を実施できた。
- ・ 「クラスター等発生への対応」については、高齢者、障がい者施設等でのクラスター等について、感染した入所者の入院調整のみならず、サービスを提供する職員が不足する場合の対応に課題が残った。現在、介護人材等の応援派遣の仕組みづくりを進めている。

#### (2) 市町村及び県医師会の対応

#### ① 宮崎市保健所

保健所業務の現場の状況や、県や市役所の他部局との連携状況等について調査するため、 宮崎市保健所を訪問しました(10月13日)。他市町村おいては、県や県保健所との連携・ 情報共有が課題とされる中、中核市である宮崎市は保健所を有しており、PCR検査や感 染症患者の疫学調査等を独自に行っています。

#### 宮崎市の感染拡大防止対策

「宮崎市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、市の方針の決定、公共施設閉鎖等の決定等を行っています。

感染防止・予防対策の市民への周知として、ホームページ、Facebook、防災メール等を活用しているほか、新しい生活様式についてのチラシの全戸配布を行っています。非接触体温計を全公共施設に配布し、それぞれの施設では体温測定、手指消毒、名簿作成等の対策を行っています。

宮崎市新型コロナウイルス感染症リスク管理システムCoNTo(スマートフォンのQRコードを利用したシステム。厚生労働省の接触確認アプリCOCOAは感染者との接触の事実を知らせるもので場所は分からないが、これは各事業所ごとに登録してもらうため、感染者と一緒にいた人に場所と日時をメールで知らせることができる。)を導入しています。登録者を増やしていくことが課題であり、一層の周知を図っていくとのことでした。

#### ・ 保健所の取組体制

2月5日、健康支援課に相談センターを開設。5月20日からは県と共同で民間委託し 開設した「新型コロナウイルス感染症健康相談センター」で24時間対応しています。

PCR検査の体制について、職員18名で、1 サイクル72検体、一日最大144検体の検査が可能。9月末までの検査件数は3,401件、月平均425件、一日最大107件となっています。

感染症患者の疫学調査は、保健師3~4名で構成する調査班が調査。発生件数に応じて 必要な数の班を招集しています。

職員体制は、当初は健康支援課感染症係(14名)での対応でしたが、7月1日に専属7名の新型コロナウイルス感染症防疫対策室を設置(10月現在11名)。この他、必要な場合は他部局から5名(状況に応じて10名まで)の応援職員を配置。保健所自体(10月現在178名)の増員はされていないとのことです。

#### ・ 市の他部局との人的連携の状況

基本的には保健所の職員で対応。4月及び7月末からの発生後には職員の派遣を受けた(5~10名)。現在は5名の派遣を受けており、必要な場合に派遣を受けるという体制を今後も継続予定。宿泊療養施設の運営業務は他部局で対応しています。

#### ・ 県との連携状況

県と連携している事項としては、県の対策本部に発生状況等の報告、県からリエゾン派遣、入院等について保健所長が県と調整、クラスター発生時のDMAT派遣調整、公表内容の調整、県・市の対応方針の事前調整などとなっています。

#### 課題

苦労していることや課題として、「早急に濃厚接触者等を特定するためには、感染症患者から行動履歴等の情報をいただく必要があるが、患者と保健所との信頼関係が大変重要であることから、公表する情報は個人が特定されないよう限定的なものとなる。一方で、市民等からは個人を特定しようとする問い合わせ、苦情がある。感染者に対しては、だれでもいつでも感染する可能性があることを前提に、やさしく見守る姿勢が大事である。こういった点を広く理解していただく必要がある。また、保健所としての通常業務もあり、マンパワーが不足している。特定の職員に負荷が集中している。時間外も多くなっている。こういう危機のときに組織としてしっかり働けるよう、専門職の育成・確保について、人事サイドとも相談しながら、しっかりと市民の健康を守れるよう努力していきたい。」とのことでした。委員からは「保健所は、常日頃、きちんと人材を確保しておかないと、今回のような事態に対応できない。人員体制について、市民の理解を得ていくべき。」との意見がありました。

#### ② 延岡市、日南市

県内では比較的初期に感染者が発生し、クラスター発生への対応などを行ってきた延岡市及び日南市と意見交換を行いました(10月12日)。感染拡大防止対策に関しては、次のとおり取組の紹介や意見がありました。

- ・ 夜間急病センター内にPCR検査室を整備し、検体検査を始めた。延岡市医師会の協力により、医師の輪番制で、市内の医療機関から紹介のあった方を検査。また、この検査体制の強化と深刻な医師不足の解消に向け、人材紹介会社を活用し、医師をはじめ看護師、検査技師の確保に取り組んでいる。(延岡市)
- ・ 経済的な厳しさなどから、予防接種を躊躇することがないよう、重症化しやすい高齢 者等のインフルエンザ予防接種費用を無料としている。厚生労働者の新型コロナウイル ス接触確認アプリ (COCOA) の利用も広く呼びかけている。(延岡市)
- ・ 9月の台風10号の際は、感染防止対策として、友人宅や宿泊施設等への分散避難の啓発や、避難所における発熱やせきなどの症状が見られる避難者専用のスペースの確保などを行った。避難所への避難は1,500名程度で、ホテルには600名ほどが宿泊した。一定程度の分散避難ができたと考えている。(日南市)
- 災害時の避難所での感染防止対策として、非接触型体温計や消毒液、段ボールベッド
   ・間仕切りなどを配備。避難の方法をわかりやすくお知らせをするための動画を作成・公表するとともに、避難場所配置職員に対する研修を実施するなど、感染防止に努めた。
   (延岡市)
- ・ 「なんでも総合相談センター」では、5月にLINEを活用した相談をスタートする とともに、6月からは自宅からのリモートによる相談も可能とするなど、センターに出

向かなくても相談ができる体制を整えた。加えて、妊婦や思春期の女性向けの無料リモート相談も試行している。(延岡市)

- ・ 感染者情報の一層の開示及び保健所業務の権限移譲について、特にクラスターのように短期間に集中的に患者が発生すると、県の発表が感染判明から1日から2日遅れとなるため、そのタイムラグの間に様々な情報が飛び交い、多くの方々の不安が高まる。感染拡大を防止するためには、迅速な情報の公表が必要。不安を解消するためには、県外との往来歴や身近な感染者の有無など、感染原因と思われることなどを迅速に公表する必要がある。県においては、8月末に新たな情報共有等の方式を出していただき、従来よりも前進したが、宮崎県以上に詳しい情報を公表している県もある。マスクをつけずに大勢で飲食をしたとか、感染者ごとに、どういった行動で、どういった理由で感染に至ったというのを具体的に示している県もある。宮崎県においても、統計的にこういった場面での感染が多かったという報告はあるが、他の都道府県においては、ケースバイケースで公表できるところについては教訓的に示している。(延岡市)
- ・ 濃厚接触者の調査など市に一定の権限を移譲をしていただき、県と市が一体となって 迅速に対応することが効果的と考える。また、本市は、県衛生環境研究所から遠いこと もあり、市単独で検体検査の体制を整えたところであるが、その検体検査の報告を受け る権限が法律上はない。市の財政を投入したのに、検査件数すら知ることが出来ない状 況にある。必要な調査を迅速に行うため、また、県と市の一体的な体制づくりを行うた め、保健所業務の権限移譲と市が整備した検体検査の結果等の情報提供について検討い ただきたい。(延岡市)

#### ③ 宮崎県医師会

新型コロナウイルス感染症への取組状況や将来的な感染症対策、また、医療機関の経営 状況等について意見交換を行うため、宮崎県医師会を訪問しました(10月13日)。

宮崎県医師会は、「各郡市医師会長協議会」等により県内各地域の医師会と協議しながら対応を行っているのをはじめ、「宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会」やその実施・調整を図るための「宮崎県新型コロナウイルス感染症対策調整本部」において、副会長等が委員・本部員に就任し、医療体制整備等に関する県の対策の企画立案に関わっています。

医師会からは「新型コロナウイルス感染症については、まだまだ未知の部分が多く、確立した治療法やワクチンがない中で、感染患者を受入れて最前線で戦っている指定医療機関の医療スタッフをはじめ、県内のその他の医療機関においても、感染の不安を抱えながら日々の診療に従事している。また、外来、入院抑制により、医療機関の経営は逼迫しており、この状態が続けば、医療機関の存続は厳しくなり、医療資源の脆弱な我が県の地域医療は崩壊に至ってしまう。」との意見があったのをはじめ、検査体制の整備や将来的な感染症対策、医療機関の経営課題などについて、次のような意見がありました。

- ・ 患者の距離的・時間的な問題から圏域内で検査のできる体制を整えるべきと考えるが、 7つの医療圏のうち、日向市・東臼杵郡圏域、西都市・児湯郡圏域、日南市・串間市圏 域、小林市・えびの市・西諸県郡圏域の4つについてはその目途が立っていない。県は 補助を出すなどして、検査のできる体制の整備を進めるべき。
- ・ 現在の第7次医療計画には重点5疾病・5事業が定められているが、感染症への対策 が含まれていない。今年度は6年間の計画(平成30年度~令和5年度)の中間年で見直 しの時期となっている。感染症を盛り込むことを県で十分議論してほしい。
- ・ 地域医療構想について、今回の新型コロナウイルス感染症でよく分かったと思うが、 急性期の病院には一定の余力が必要であり、病床削減議論からの劇的な認識変更が必要。 地域医療構想の中で感染症に対応するための病床を勘案すべき。
- ・ 感染症法に基づく予防計画について、現在の内容で十分か、改善すべき事項はないのか。 運用上の課題はどこにあったかなどの検証をし、この法律を使って対策を効果的に 進めていっていただきたい。
- ・ 宮崎市郡医師会病院の旧建物の活用に向けて、宮崎市郡医師会と県、宮崎市で協議を 行っている。
- ・ フランスで新型コロナウイルス感染症と診断された人の発症から約110日後も続いていた症状として、倦怠感(55%)、呼吸苦(42%)、記憶障がい(34%)などが挙げられている。こういった症状が2、3カ月残り、後遺症で苦しんでいる人がいるということ。実際に、倦怠感がひどくて仕事に行けない、仕事に行ったら怠けているとハラスメントを受けたという相談を受けている。確定した診断名ではないが、ウイルス感染後疲労症候群。難病の病名としては筋痛性脳脊髄炎となるが、実際にMRIを行うと、病巣が出てくる。こういった後遺障がいの方たちをどうしていくかということも今後の課題。全国に先駆けて宮崎県でこの対策を始めていただけたらありがたい。
- ・ 新型コロナウイルス感染症を受けた受診控えにより、病院の経営はかなり厳しいものになっている。県内のレセプト受付件数の前年度との比較(3月から7月)をみると、かなりの減少を示している。特に5月は小児科で32%減、耳鼻咽喉科で25%減となっている。

宮崎市郡医師会病院の患者数と診療報酬のそれぞれ外来と入院の状況(3月から8月)をみると、10%から20%の幅で減少している。外来・入院の診療総収入は前年度比4億6,102万円(11.8%)の減収となっている。

例えば、財政支援、診療報酬上の加算、危険手当、感染防護具等の支給など、支援を 検討してほしい。

#### (3) 県への提言

新型コロナウイルス感染症に対しては、現在も、福祉保健部を中心に全庁あげた対応が 行われているところですが、今後の対応に活かしていくため、また、将来の新たな感染症 への対応に備えて、不断の検証を行うことが重要です。

### ① 医療提供体制の強化

県当局には、本県の医療提供体制の強化を図るため、人材の育成・確保(医師、看護師、臨床検査技師、臨床工学技士等)や医療機器等の整備(エクモ、PCR検査に必要な器材等)を一層進めていくよう要望します。

# ② 検査体制の拡充

PCR検査等については、委員から「発熱した患者は、風邪だと診断されたとしても、 陰性という証明をもらわない限りは安心できない。家族のことなどを考えると、陰性であ るということを確実にしないと、毎日の生活の中で不安である。PCR検査の数をどのよ うに増やしていくかについて考えていく必要がある。」、「医療機関、高齢者施設など集団 感染によるリスクが高い施設に勤務する職員、入所者等への定期的なPCR検査が必要。 無症状者からの感染拡大等を防ぐことになる。」、「すべての医療圏で検査が行える体制を 構築すべき。」などの意見がありました。

県当局には、感染の拡大防止とともに、県民の安心確保のため、検査体制を一層拡充していくことを要望します。

# ③ 病床をはじめとする医療資源確保に向けた取組

新型コロナウイルス感染症患者への対応においては、感染拡大防止のため、しっかりとした隔離を行うことが重要であり、また、このような隔離は、宿泊施設では難しいことから、病院の病床により行われるべきと考えます。容体急変等への医療対応は病院でなければ行うことはできません。

国は地域医療構想や国立病院機構の改革により病床の削減を進めていますが、今回の新型コロナウイルス感染症においては、病床をはじめ人的・物的医療資源の確保が課題となっています。平時からの備えとして、感染症拡大時の隔離のために必要な病床数等も考慮した医療資源の確保を進めていく必要があると考えます。

県当局には、将来にわたって本県の地域医療を守っていく意味からも、それぞれの地域 が病床をはじめとする人的・物的医療資源の十分な確保を進めていくことができるよう国 へ要望していくことを要望します。

#### ④ 医療機関や医師会等関係機関との連携・情報共有

医療機関や医師会等の関係機関は、県とともに最前線で対応を行っていただいており、 信頼関係を伴った連携を図っていくことが重要です。県当局においては、患者に関する情報等、必要な情報を適切に共有しながら、一層の連携を図り、取組を進めていくことを要望します。

#### ⑤ 医療機関、医療従事者への支援

県医師会からは、医療機関の経営は逼迫しており、この状態が続けば、医療機関の存続が厳しくなるとの意見とともに、診療報酬の減少についての具体的な説明がありました。

県当局には、県民の命と健康を支える地域医療を守るため、受診控えによる減収により 経営の厳しい医療機関や、心身ともに大きな負担を抱える医療従事者を一層支援していく よう要望します。

# ⑥ 保健所等の業務負担の軽減

保健所をはじめとする福祉保健部に業務負担が集中しています。県庁内特命チームの設置や、外部委託、市町村や県出先機関等による協力などにより、負担軽減が図られてきていますが、県当局には、引き続き業務負担の軽減を図っていくとともに、このような危機事態にあっても組織としてしっかり機能するよう、常日頃からの人員体制のあり方を検討するよう要望します。

# ⑦ 市町村との連携・情報共有

市町村との信頼関係に基づく連携は不可欠です。 5月18日の委員会では、委員から保健所と市町村との連携・情報共有についての意見がありました。福祉保健部からも「課題を踏まえ、ホットラインを設置するなどの取組を行ってきたが、今後もしっかり対応したい。」との説明がありました(10月27日)。

県当局には、患者発生時の対応や経済対策などあらゆる面で、必要な情報は適切に共有するとともに、その都度十分協議を行いながら取組を進めていくことを要望します。

#### ⑧ 県民へ向けた情報発信

県民へ向けた情報発信については、たいへん重要と考えます。委員からは「地方こそ医療崩壊しやすい環境にある。新しい生活様式などを県民一人一人が徹底していくことが重要。一人一人の行動が県民全体に影響をするということを県民に理解してもらうことが重要。」、「必要に応じて、県民一人一人が自分を律する必要があるというメッセージを強く伝えていくこと。」、「『正しく怖がる』という考えの下に県民に行動していただく必要がある。」、「感染事例については、発生の都度、より具体的に公表すべき。」など多くの意見がありました。

県当局には、新しい生活様式や経済との両立など、県民と一体となった取組を進めていけるよう、感染拡大防止のための対応方針を知事自らがテレビで分かりやすく説明するなど、情報発信については重点的な取組を要望します。また、情報発信に際しては、特に高齢者向けにはテレビや紙媒体を活用するなど、インターネットだけでない効果的な発信を工夫していくことを要望します。

# ⑨ 特別支援学校、高齢者施設、保育所、訪問看護、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス等への支援

特別支援学校について、委員から「学校では、休業期間中、重度の障がいのある児童・ 生徒の受入れを行ったが、部屋の数・大きさや人員体制などにおいて苦労があった。」と の意見がありました。

高齢者施設、保育所、訪問看護、そして、今回、改めてその役割の大きさが広く認識されたのではないかと思いますが、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスなどは、新型コロナウイルス感染症が拡大する中でも受入れを続けていただいており、周囲の家族等にとっては受け入れが無くなれば日常生活が成り立たなくなるような不可欠の施設等です。高齢者施設については、委員から「クラスター発生は深刻な事態だが、これまでの発生事例の情報が施設職員には不足している。感染拡大防止のための研修の充実が必要である。」との意見もありました。

県当局には、これら学校・施設等について、感染防止対策や働く職員への支援、施設整備など、現場の声をよく聞きながら必要な支援を十分行うとともに、日頃からの人員確保への支援を強化していくことを要望します。

#### ⑩ 災害時避難施設における感染防止対策

今回の台風10号では、日南市は、友人宅や宿泊施設等への分散避難の啓発や、発熱やせきなどの症状が見られる避難者専用のスペースの確保など、延岡市は、非接触型体温計や消毒液、段ボールベッド・間仕切りなどの配備や避難所配置職員に対する研修など、避難施設における感染防止対策を行ったとの説明がありました。ホテル旅館生活衛生同業組合からは、「宿泊施設は避難施設として大きな役割を担ったが、感染防止対策に大変苦慮した。災害時の避難受入れに対する補助や協定締結などの対応が急務と考える。」との意見がありました。また、委員からは「災害時の避難所に医師・保健師・看護師等の配置を制度として整えるべきではないか。新型コロナウイルス感染症への対策としても、白衣効果は大きく、いつでも対応できる状態にしておくことで、安心してパニックにならないと思う。」との意見もありました。

県当局には、災害時の避難施設において、市町村が行う感染防止対策への十分な支援を 行うことを要望します。

# ⑪ 誹謗中傷等への対策

感染者、濃厚接触者、医療従事者やその家族などに対する誹謗中傷や差別、憶測に基づく情報のSNSによる拡散などの行為が行われています。人権侵害であり、決して許されるものではありません。

県当局には、感染者等に対する誹謗中傷等がなくなるよう、学校をはじめとして、取組 を一層進めることを要望します。

#### 12) その他

受診控えが拡がっていますが、特に高齢者などは、病気の悪化につながる恐れがある

ことから、県当局には、十分な対策を講じることを要望します。

・ 自宅療養者や濃厚接触者など、自宅での療養等を行う方について、特に子育て家庭などは、本人はもとより家族の負担がたいへん大きい状況です。県当局には、負担軽減のための方策を講じることを要望します。

# 2 学校における対応について

#### (1) 県教育委員会の対応

令和元年度の末からの臨時休業をはじめ、各種スポーツ大会の中止や延期、行事の中止や縮小など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により県内の学校は大きな影響を受けています。学校における感染及びその拡大リスクを可能な限り減らした上で、学校運営を継続させ、児童生徒の教育を受ける権利を保障していくため、次のような対応がとられています。

#### ・ 県立学校における新しい生活様式の実践

5月25日からの学校再開時、国が示した「新しい生活様式」を参考に、「宮崎県立学校における新しい生活様式」を作成し、県立学校に通知。家庭と連携した検温、マスク着用、こまめな換気、身体的距離の確保など10項目を示し、各学校で感染拡大防止策を徹底するよう指導。

# ・ GIGAスクール構想の加速による学びの保障

臨時休業等で発生した学習の遅れに対応するため、さらには、学校内における感染リスクを可能な限り低減させるため、ICT環境の整備を推進。国が進めるGIGAスクール構想において、端末については、小・中学校では1人に1台、高等学校では3人に1台の目標値のもと、加速度的に整備が進んでおり、本県の市町村立小・中学校においては令和3年度末までに、県立学校においては今年度末までに、整備完了見込み。

県立学校において、校内LANの高速大容量化、教室等に壁掛けプロジェクタや大型ディスプレイの設置等。

今後は教師がICTを活用した質の高い授業が実践できるようソフト面を充実させ、ICTを活用した学習活動等に、これまで以上に取り組んでいく。

#### 施設改修等

県立学校等における衛生環境改善のため、トイレの洋式化を推進。洋式化率は25.2% (4月)から45.9%へ。また、県立学校39校、約800箇所のトイレ手洗いを自動水栓化。

みなみのかぜ支援学校高等部の教室不足を解消するため、10教室を増築(設計)。(特別支援学校においては、生徒数の増加に伴う教室不足により、図書室等の特別教室を普通教室に転用したり、1つの教室を間仕切りし複数教室で使用したりしている結果、教室が狭くなり、密集状態が発生しやすい状況になっている。)

新型コロナウイルス感染症の影響により、インターンシップなど、校外での専門技術 習得のための学習機会が減少したことから、農業、工業、水産など、産業教育の学科を 有する県立高校において、GPSトラクターや万能試験機などの実習設備を整備。 登下校時の密集状態を回避するために、特別支援学校のスクールバスを増便。

#### その他

授業時数を確保するために、各学校の実情等に応じて、行事等の見直しや夏季休業期間の短縮等。

例年どおりの開催が困難となった県高校総体や高校野球選手権宮崎大会、県中学校総合体育大会の代替大会を開催。(最終学年の生徒が運動部活動の成果を発表する場を確保することができ、スポーツ分野における生徒の進路選択の幅を広げることにもつながった。)

コロナの影響を踏まえたきめ細かな指導等を行うために、授業準備や採点業務の補助など、校務を支援する非常勤の職員であるスクール・サポート・スタッフを増員。

一部の教職員研修をオンラインで実施。

2月、3月に実施する県立高校入試の出題範囲を、臨時休業の影響や生徒の習熟度を 考慮して縮小。

#### (2) 学校等の対応

学校等の新型コロナウイルス感染症への対応状況や課題について調査するため、県立門川高等学校、日南市立飫肥中学校及び合同会社レスパイトサービスあるたすとの意見交換を行いました(10月12日)。

# ① 県立門川高等学校

門川高等学校は福祉科と総合学科(栽培ビジネス系列、食品加工系列、生活科学系列、健康スポーツ系列)の二つの学科を有し、315名の生徒が在籍しています。

福祉科では、今年度、新型コロナウイルス感染症を受けて介護施設での実習ができなくなり、すべて校内での実習となりました。必要な実習設備を整備するとともに、様々な工夫を行い対応してきたとのことで、課題を含め、次のような説明がありました。

・ 福祉科の施設実習については、3年間で、52日間実施することとなっている。今年度は、1年生が12日間、2、3年生がそれぞれ20日間を14の施設で、一つの施設あたり1 名から2名で実施予定であった。実習を校内で行うのは、福祉科が設置されて以来初めてのことで、戸惑うことが非常に多かった。

実習設備等緊急整備事業により電動ベッド2台、車いす2台を購入、また個別浴槽の 改修工事を行うことができた。校内実習の内容としては、実際に施設で働いている卒業 生の話を聞いたり、メーカーに来ていただいての新しい用具や介護ロボットについての 講義、実演。また、大学や病院から専門家に来ていただいて、講義、実習などを行って いる。本来は九州大会や全国大会があるはずだったが中止になったため、これら実習の 仕上げとして、校内で介護技術コンテストを開催し、生徒たちのモチベーションアップ につなげたところ。

・ 課題としては、3年生はこれまでは、施設への実習を通して就職先を決めることが多かった。ところが、施設実習がなくなったことで、実際の職場の雰囲気を体験することがないまま就職先を決定しなければならなくなってしまった。

また、福祉科の職員の負担が非常に大きい。普段は国語や数学など、普通科目も入るが、校内実習期間中は一日中、福祉科の職員だけで対応するので、教員の負担が増える。 補正予算では学習指導員を配置していただいたところ。

・ その他、職員のICTスキルの向上、学習指導員等の人材の確保、実習室などへのエアコンの設置、密を避けるための手洗い場の増設などの課題がある。

今年度の就職の状況について、「ミスマッチを防ぐために、事前に会社見学を行ってきたが、今年はできなかったところがある。各企業と連携しながら、今後もできる限りの情報をいただいて、生徒たち一人一人の進路の適切な実現につなげていきたい。」、「県内志向は強まっていくと考えている。新型コロナウイルス感染症のリスクを考えた場合、都市部、東京、福岡などでの就職が若干減少してくるのではないか。地区ごとのジュニアワークフェアの開催など、高校生に様々な情報を流して、ここ数年、どんどん県内志向が強まってきていることもあって、新型コロナウイルス感染症で、より強まるのではないかと考えている。従来であれば県外を目指していた生徒が、県内に志望を変更してくる結果、競合者が増えてくる可能性が高いと感じている。」との説明がありました。

# ② 日南市立飫肥中学校

「日南市立小中学校における新しい生活様式」、「感染及びその拡大のリスクを低減させながら、学校での教育活動を行うための10のポイント」、「運動部活動の留意事項について」など日南市教育委員会からの通知に基づき指導の徹底を図っているとのことで、取組内容についての具体的な説明がありました。例えば、水泳指導については、三密が避けられないこと、指導者以外に最低1名の見回り・観察が必要であるが体育教員が1名しかいないことから、水泳は行わなかったとのことでした。体育の教員が2、3名いる学校は、水泳指導は実施されており、学校によって差が出たとのことでした。

学校独自の取組として、「欠席・遅刻 電話受け連絡表」の裏側に新型コロナウイルス感染症対応のチェック項目(熱が4日以上続く、強いだるさ、息苦しさ、渡航歴・接触歴など)を載せ、保護者からの聞き取りの中で確認行っており、現在は大分落ちついてきたものの、最初の頃はかなり緊張感をもって行っていたとのことです。当面の間、風邪症状である頭痛・腹痛・発熱・鼻水などは出席停止になるので、その都度、保護者に伝えているとのことでした。

また、生徒は登校前に自宅で検温を行って、健康観察カードに記入することとしており、 検温していない生徒は養護教諭が7時50分から8時の間に教室を回って検温。37.5度以上 の生徒については、保健室で検温し、37.5度以上あれば保護者に連絡後、直ちに帰宅。 37.5度以下で他の症状がない時は、協議の上授業に参加させる。その後、午前中1回、午後1回の検温を行っています。非常に手間がかかるように見えるが、定着したらスムーズに行えているとのことで、全職員の予防意識の高揚にも繋がっているとのことでした。

加えて、全職員で日常的に当たり前のように消毒作業を行っているとのことで、放課後になると、学級担任や副担任が一緒になり、生徒の机やロッカー、出入口など消毒しているとのことです。養護教諭の机上に消毒作業用具が常備され、いつでも誰でも消毒できる環境にあり、清掃時間、生徒が体育の授業で教室に誰もいないときなども消毒を行っているとのことでした。

#### ③ 合同会社レスパイトサービスあるたす

合同会社レスパイトサービスあるたすは、児童発達支援事業や放課後等デイサービスといった障がい児通所支援施設をはじめ、子ども全般にわたる福祉サービス事業者で、子ども食堂なども行っています。

新型コロナウイルス感染症による休校や外出自粛で子どもたちが受けた影響として、60 日以上の休校期間中、勉強の習慣がついているか否かで学力格差が生じた。不登校の子ど もが増えた。休校により学校というセーフティーネットがなくなった上に、子ども食堂な どの市民のサポートの場の多くが感染拡大防止のため活動を制限されたことで、低所得家 庭の生活費を支える仕組みの不十分さが表面化した。もともと不足気味であった家庭や子 育てへの支援が、接触の制限により更に減少したといった説明がありました。

また、子どもへの必要な支援として、

- ・ 児童福祉の現場では、三密回避は不可能。体育館やグラウンドなどがない施設にとって、屋外公共施設の閉鎖は大変困った。今後、公共施設が閉鎖されるようなことがあれば、柔軟な対応をお願いしたい。
- ・ 学校が休校となる中、放課後児童クラブや放課後等デイサービスは積極的に受入れた。 これらの職員への支援が必要。
- ・ 子どもの抱える課題はより複雑化・困難化し、学校だけ、福祉施設だけで対応することは難しい。学校と福祉施設が互いに連携・協力するとともに、民間団体や地域住民の力を借りていくことも必要。学校をプラットフォームとして多様なメンバーからなるチームづくりをしておくべき。
- ・ 困難な家庭であればあるほど、自宅から出てこない状況があり、アウトリーチ型の支援が必要。国の「支援対象児童等見守り強化事業」や「沖縄子供の貧困緊急対策事業」を参考としてほしい。

といった意見がありました。

#### (3) 県への提言

長期の臨時休業をはじめ、各種スポーツ大会や行事の中止や縮小など、新型コロナウイルス感染症の拡大により子ども達は心身ともに大きな影響を受けています。委員からは

「一人一人の人格ができ上がる非常に大事な時期。就職や進学において、あのときはコロナだったからと特別扱いはされない。しっかりとした人間にしてあげて世に出してあげていただきたい。」との意見がありました。

#### ① 生活が困窮する家庭への支援

学校等との意見交換では、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する家庭や子どもの貧困の状況、子ども食堂などの人との接触を伴う支援活動が停滞している現状などについて説明がありました。アウトリーチ的な支援や、支援のための学校を中心としたプラットフォームの構築が必要といった意見もありました。

GIGAスクール構想により教育現場においてはICTの活用が進むこととなりますが、ICT環境が整っていない家庭もあり、学習格差が生じないよう丁寧な支援が必要です。 委員からは、子ども達へのきめ細かな対応を行うため、スクール・サポート・スタッフ等の充実や児童相談所の体制強化についての意見もありました。

県当局には、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等で生活に困窮する家庭への支援を充実させるとともに、支援に当たっては福祉保健部と教育委員会が十分連携して取り組むことを要望します。

# ② 高校生の就職支援

意見交換を行った門川高等学校からは、今年の就職の状況について「これまでは、施設への実習や会社見学を通して就職先を決めていたが、これらがなくなり、実際の職場の雰囲気を体験することがないまま就職先を決定しなければならなくなってしまった。また、これまでのジュニアワークフェアなど県内就職促進の取組により高まっていた県内志向が新型コロナウイルス感染症の影響でより強まるのではないか。従来であれば県外を目指していた生徒が、県内に志望を変更してくる結果、競合が増えてくる可能性がある。」との説明があったところです。

新型コロナウイルス感染症の影響で高校生の就職に関してもたいへんな状況にありますが、県当局には、生徒の希望する企業への就職が叶えられるよう丁寧な就職指導等とともに、県内就職の促進に引き続き努めることを要望します。

#### ③ 学校の施設整備等

意見交換を行った門川高等学校の福祉科では、新型コロナウイルス感染症を受けて介護施設での実習ができなくなり、すべて校内での実習となったことから、必要な実習設備を今年度新たに整備したとのことでしたが、県内の職業系高等学校の実習設備については従来から不足や老朽化が著しく、支障をきたしています。また、GIGAスクール構想によりICT機器の整備が進められていますが、教員のICTスキルの向上が課題となっています。

県当局には、職業系高等学校の実習設備をはじめ、県立学校のエアコン、トイレ等の施

設整備を進めるとともに、教員のICTスキルの向上やスクール・サポート・スタッフ等 学習保障等に必要な人材の確保など、人的体制を強化していくことを要望します。

# 3 県内の産業・観光(インハウント)の影響と復興について

#### (1) 新型コロナウイルス感染症の本県経済への影響

12月7日の委員会において、県当局から以下のとおり報告がありました。

#### ① 概況

景気動向指数の動き (H31.1~R2.9) (県統計調査課、内閣府) を見ると、県内経済は、令和2年3月以降、大きな落ち込みを見せている。6月を底に、9月にかけて持ち直しの動きも見られるが、依然感染症流行前の水準には届いていない。影響の長期化、あるいはさらなる悪化も懸念される状況にある。

#### ② 商工関連分野

# ・ 飲食業・小売業

4月から5月にかけて、また8月から9月にかけて、前年同月に比べて世帯における 外食の家計支出が大きく落ち込んでいる(総務省「家計調査」)。外出の自粛や消費マインドの低下、2度にわたる休業要請等が影響を与えているものと考えられる。

また、小売業の販売額の前年同月比増減率を見ると(経済産業省「九州百貨店・スーパー販売動向」「九州コンビニエンスストア、専門量販店販売動向」)、いわゆる巣ごもり需要や消毒液等の衛生製品への需要の高まりが背景にあり、ドラッグストアやホームセンター、家電大型専門店が比較的好調である一方、百貨店・スーパー等は苦しい状況が続いている。

#### 観光業

交流人口の減少により、宿泊業は甚大な影響を受けており、関連する土産販売、交通 事業者などの売り上げも大きく落ち込んでいる。

延べ宿泊者数(観光庁「宿泊旅行統計調査」)は5月に底打ちした後、様々な支援策の効果もあり、全国より早いペースで回復傾向にあったが、8月は再び減少に転じ、9月は感染状況が落ち着いたため増加している。

# • 製造業

需要の低迷や輸出の減少などの影響を受け、県内の生産動向(県統計調査課「本県の鉱工業生産指数(季節調整済み)」)は、感染症拡大以降、大きく落ち込んでいたが、自動車生産台数などの回復に伴い、持ち直しの動きも見られるところ。しかしながら、全体的には感染拡大前の水準に戻っておらず、依然厳しい状況が続いている。

# ③ 農畜水産分野

#### ・ 消費・市場価格

農産物では、花きは切り花を中心に2月以降価格が低下し、胡蝶蘭も価格低下に苦しんだが、母の日をきっかけに価格はほぼ前年並みに戻している。生鮮野菜は堅調に推移し、また、冷凍野菜は、業務需要に回復が見られる。マンゴーも、3月から4月は価格低下がみられたが、応援消費等にも支えられ、6月以降は前年並みとなっている。

畜産物は、和牛を中心に価格が大幅に低下し、影響は子牛価格にも及んだものの、5 月の緊急事態宣言解除以降、回復基調。みやざき地頭鶏は引き続き需要低迷の状況にあ り、豚肉やブロイラーは家庭消費に支えられ、堅調を維持している。

水産物は、ブリ類の養殖魚出荷量が、10月以降国や県の事業活用により回復してきており、生産者への影響は限定的。マグロなどの高級魚も回復の動きが見られる。

# 輸出

牛肉は、一時減少が見られたが、東アジア向けを中心に回復傾向。 養殖ブリも少しずつ再開の動きがみられるようになってきている。

#### • 外国人材確保

農業、水産業ともに、入国予定であった技能実習生等が入国できない事態に対しては、 帰国できない実習生の在留期間延長や国内人材の確保等により対応している状況。

# 農泊

団体旅行を中心に、千人を超える予約キャンセルが発生している。

# ④ 林業・木材産業分野

#### ・ 消費・市場価格

素材価格は、令和元年10月から下落傾向が続いていたが、令和2年7月からは上昇し、同年10月には、例年並み程度まで値を戻している。ただし、令和2年の県森連市場での 取扱量は、前年を1割程度下回る状態となっている。

製品についてみると、令和2年10月のスギ人工乾燥柱角などの製材品価格は、前年同月比で6千円下落している。

全国の新設住宅着工戸数は1割程度の落ち込みが続いており、在庫増加の製材工場も 出てきている。

特用林産物についてみると、生しいたけは回復傾向がみられ、乾しいたけも需要増加がみられている。

# 輸出

原木輸出についてみると、令和2年4月以降の中国経済活動の回復に伴い、出荷量は

感染症発生前の状況に戻っている。

#### ⑤ 公共交通機関等

# ・バス

路線バスでは、5月1日から運行便数を減らしており、今なお影響が残っている。利用状況も、上半期について、対前年比3割を超えるマイナスであり、一部回復しているとはいえ、低迷が続いている。

高速バスは、現在も、全便運休の路線を含め、福岡、熊本などの路線で減便等が行われている。利用者数も、7割から8割の減少となっている。

貸し切りバスは、上半期の稼働率が、わずか8%ほど。県内の修学旅行などでやや動きは出ているものの、依然として厳しい状況に変わりはない。

#### 鉄道

4、5月は、特急列車の一部運休、観光列車「海幸山幸」の運休という状態。11月以降でも、特急列車の一部運休が実施されている。

利用状況は、4月~12月の九州全体の新幹線を除く在来線の収入が、前年に比べて55 %減少する落ち込みがみられている。

#### • 航空機

国内線では、3月から12月までのトータルで、13,000便以上の減便となっている。徐々に運航便数は増えてはいるが、12月でも、8割の運航にとどまっている。利用も4月から10月までで前年比77%もの減少であり、航空会社によると、本県については、県民の利用の回復が鈍いとのこと。

国際線は、今年3月以降運休しており、3月までのこの冬のダイヤにおいて運休が決定している。全国的に見ると、一部ビジネス等での出入国が認められるなど、水際での防疫措置の緩和が行われ、月数便程度の運航再開の動きはあるが、本県を含む地方空港の再開のめどは立っていない。

#### ・フェリー

減便せずに運航しているが、4月から10月までのドライバーをのぞく旅客数は、前年 比85%の減少だった。トラック台数は、同じく4月から10月までの期間では、前年比89 %となっている。

#### コンテナ航路

細島からのコンテナ航路については、上海との中国航路は3月以降、釜山との韓国航路は4月以降、通常運行されている。

#### (2) 経済対策に係る県の取組

#### ① 県の取組体制

県では、「新しい生活様式」による感染防止対策の標準装備化と社会経済活動の維持の両立を進めながら、新型コロナウイルス感染症に係る経済的危機事象に対応していくための全庁的組織として「宮崎県新型コロナウイルス感染症緊急経済対策本部」を5月14日に立ち上げています。また、経済雇用対策の実施にあたって、各民間団体と行政が情報を共有化し、連携しながら対応していくことを目的として「新型コロナウイルス感染症に係る経済雇用対策会議」を4月以降開催しています。

経済対策の方針としては、「新型コロナウイルス感染症経済対応方針」を5月28日に決定しています。この方針は「これからの『コロナとともに生きていく社会』では、新たな経済・社会の変化がこれまでにないスピードで生まれる可能性がある。このような状況の中、本県の将来を見据えながら、県内における『新しい生活様式』の確立と宮崎の地域経済の再始動に向けたもの」であり、現時点での施策展開の方向性を取りまとめたものと位置づけられるとともに、「本県が口蹄疫からの再生・復興を果たした中で培った、県民全体で共有している防疫の意識などを生かしながら、『新しい生活様式』による感染防止対策を標準装備化し、いち早く経済の再始動につなげるプロセス(宮崎モデル)により、新たな変化や不測の事態にも対応できる持続可能な経済・社会づくりに取り組む。」としています。

県では、令和2年3月の令和元年度補正予算以降、令和3年1月までに総額約805.2億円を新型コロナウイルス感染症関連対策として措置しています。県議会としても、定例会に加え、4月・7月・1月の臨時会での予算審議など、県政推進の車の両輪として、事業の迅速かつ効果的な実施に努めてきました。

#### ② 県の取組

県では、令和2年3月から経済対策に着手し、5月には「新型コロナウイルス感染症経済対応方針」を定めて方向性を示した上で、対策を強化しており、施策を「事業継続と県民活動の維持」、「地域経済の再始動と更なる活性化」及び経済活動の基盤となる「医療・検査体制の整備等」の大きく3つの区分に整理し、進捗を管理しています。

県の経済対策の進捗状況について、12月7日の委員会において次のとおり報告がありま した。

#### ア 事業継続と県民活動の維持に関する施策

「生活福祉資金拡充等」では、感染症の影響で収入が減少し生活に困窮する方を対象に3月に貸付けの拡充を図っており、11月27日時点で9,285件、33.2億円の貸付け実績となっている。また、低所得のひとり親世帯を対象とした給付金の支給も行っている。

「新卒採用企業応援事業」は、県内の雇用を守り抜く観点から、9月より取組を開始しており、採用内定者1名あたり10万円を県内企業に対して支援し、また、必要な情報発信

強化を後押ししている。

「新しい生活様式営業形態移行支援事業補助金」は、6月に開始した飲食店等での感染 予防対策のための消毒液等の購入支援で、2,000件あまり約1億円の交付を行っている。

「公共交通事業者等利子補給」は、4事業者への資金繰り支援を予定している。

「休業要請協力金」は、ゴールデンウィークを含む期間の休業要請に伴う協力金であり、これまでに2,300件程度、約2.3億円が支払い済みとなっている。また、お盆前の休業要請等に伴う「休業要請協力金・支援金」を実施。

「事業者の資金繰り支援等」では、3月に県独自の貸付を創設し、5月からは全国統一要件での制度を設けている。融資実績は9,200件を超え、金額にして1,371億円余の貸付が行われている。(10月末時点)

# イ 地域経済の再始動と更なる活性化に関する施策

「宿泊事業者の誘客準備支援」は、5月から取組を始めており、ネット予約体制の整備等の支援が264の事業者に活用されている。また、県民向け宿泊プラン等の販売は約79,000枚となっている。

「旅して応援!旅行商品造成等支援事業」は、7月から取組を開始し、県民対象の日帰りバスツアーや、大分県とのおとなり割に、多数の申し込みがあっている。また、11月20日からは、鹿児島県からの誘客にも取り組んでいる。

「みやざき公共交通需要回復プロジェクト」は、里帰りや県民の県外旅行等の需要喚起を狙ったもので、高速バスとカーフェリーは10月から、航空は11月からキャンペーンを開始している。

「観光みやざき再生加速化プロジェクト」は、8月から取組を開始しており、安心・安全な観光受け入れ環境の整備や観光イベント開催を支援しながら、安心安全な宮崎のPRと県外からの誘客に取り組むもの。

プレミアム付きの食事券、商品券等の事業として、「プレミアム付き食事券」は、最も早く6月から発行を開始したもので、市町村ごとに使える食事券として、98,000セットあまり、約6.4億円分が販売された。

「Go To Eatひなた食事券」は、国のキャンペーンにプレミアム上乗せを行うもので、 広く県内の飲食店で使用できる食事券。総額約20億円の販売を11月2日から全県域で開始 している。

「プレミアム付き商品券」は、食事以外の買い物等にも幅広く使える商品券で、発行総額は約101億円。

地産地消・応援消費の取組として、「地産地消・応援消費対策」としては、県産食材の学校給食への提供を全国に先駆けて開始し、10月末までに延べ2,000近い学校で実施している。また、県産農畜水産物の応援消費活動への支援は、14市町村、9団体を対象としている。

「販売拡大対策」として、応援消費のための送料助成などを行い、宮崎牛で17万パック

の販売実績などにつながっている。

「花き・茶の消費・販売拡大対策」として、県産の胡蝶蘭等を約100箇所、公共施設等 に展示している。

# ウ 医療・検査体制の整備等

「PCR検査体制の整備」では、現在、県内で1日最大4,500件程度の検査が可能な体制を整えている。

「病床・宿泊施設確保」では、入院病床を246床、軽症者用宿泊療養施設を県内4箇所に確保し、診療に当たる医療機関は、11月16日時点で348機関となっている。また、医療従事者等には、慰労金等及び特別手当による支援も行っている。

「空港等における水際対策の取組」として、検温を行う機器の整備を支援している他、 注意喚起のポスター掲示、チラシ配布等を随時行っている。

# (3) 市町村の取組

延岡市及び日南市と意見交換を行いました(10月12日)。延岡市は、雇用対策として200名規模の市民を会計年度任用職員として雇用(兼業も可能で、勤務曜日や期間等に柔軟に対応)する「緊急雇用創出事業」をはじめ、全国的にも早期から各種の経済対策を行ってます。日南市は、日南に帰省することをキャンセルされた方に日南産完熟マンゴーを贈る「行かない、来ない、呼ばない宣言」や、県が示した感染対策の項目を守りながら感染予防対策を行い安心して利用できる飲食店や小売店であること等を客に知らせる「グリーンフラッグモデル」、「日南市民限定宿泊プラン」、「#日南10万つかエール百貨」サイト開設などの取組を行っています。

委員から「今後、行政による補助金などの支援には限界がくる。融資に頼らざるを得ないと思うが、債務超過での融資は不可能。小規模、零細な企業で倒産が避けられない者が相当数でてくるのではないか。地方自治体の限界もあると思うが、債務超過に対して何か講じる策はあるか。」との質問があり、市からは「当初、借入れへの支援の要望が多かったので、利子補給を行った。企業と話すと、今は当面の資金も含めた運転資金の借入れは大丈夫だが、今後、元利の償還が始まったときにどうするかということを非常に懸念されている。市としても、同じように懸念しているところ。ただ現状として今行政がやってることは、つなぎ的というよりも一時的な支援と経済対策。飲食店でいうと、国、県、市で取り組んでいるクーポンとか、様々な情報の提供など。国の様々な補助金もあるので、企業にさらに寄り添いながら、採択されるよう支援をしていきたいと思っている。しかしながら、企業の債務超過の部分への対策については、乗り越えるべき問題が非常にあるのではないかと考えている。」とのことでした。

また、市財政の状況について、延岡市からは「今年度は基金を崩してでも対応する覚悟で予算を組み、事業の実施を行っているところ。しかし、これがまた来年も続くというようなことになると非常に財政的な心配がある。また、経済活動が停滞しているので、税収

減も見込まれる。来年度の当初予算の編成時期に入っているが、歳入面は非常に厳しい。 ただ、事業はやっていかないといけない事業ばかりで、非常に苦慮しているところ。国の 臨時交付金等がまたさらに続いていけば、安心して必要な施策を打っていけると思ってい る。」、日南市からは「税収の減少が危惧される。9月までに徴収猶予の申請が5000万円を 超えた。特に、最も税額の大きい固定資産税について徴収率が前年度を下回っている。こ の状況は今後も続くことが、予想される。歳入の減額補正もしなければならないと思って るところ。来年もこの状況は変わらないと思われる。国に対策を働きかけていただきた い。」との説明がありました。

#### (4) 県内産業界の取組

県内企業への新型コロナウイルス感染症の影響を調査するため、7月21日に経済・飲食 関係の団体(「一般社団法人宮崎県商工会議所連合会」、「宮崎県商工会連合会」、「宮崎県 中小企業団体中央会」、「宮崎県飲食業生活衛生同業組合」、「宮崎県社交飲食業生活衛生同 業組合」及び「宮崎県すし商生活衛生同業組合」)と、9月23日に観光関係の団体(「宮崎 県ホテル旅館生活衛生同業組合」、「一般社団法人日本旅行業協会宮崎地区委員会」、「一般 社団法人全国旅行業協会宮崎県支部」「公益社団法人宮崎市観光協会」、「一般社団法人日 南市観光協会」、「一般社団法人高千穂町観光協会」及び「公益財団法人宮崎県観光協 会」)と意見交換を行いました。

#### ① 商工・飲食関係団体

商工会議所の特別相談窓口等に寄せられた相談内容をはじめ、「後継者のおられる方は、 将来に対する夢・希望を持っていらっしゃるが、小規模で、ご高齢になられて、後継者が いないところは、保証料や利子の補填があっても、今から1,000万円、2,000万円の借入れ を起こして経営を継続することについては非常に悩んでおられる。」など、県内企業の厳 しい実情について説明がありました。

今後の県の経済対策について、「感染拡大により打撃を受けた中小・小規模事業者の設備投資に対する支援」、「営業自粛により収入が減少した中小企業に対し、固定費である家賃への助成」、「地域の個人消費の拡大を図るため、プレミアム付き商品券等の更なる発行」、「個人消費低迷の影響を大きく受けている商店街へのイベント開催費の助成」、「テレワーク、オンライン会議など、ITシステム導入に向けた環境整備への支援」、「アフターコロナの地方回帰を見据えた人材確保や事業拡大への支援」などの意見がありました。また、高齢の個人事業所の中には、インターネットによる補助金申請に困難があり申請を諦めた方やプレミアム付き食事券の換金方法が分かりにくく参加を諦めた方がいらしたなど、行政が行う経済対策の課題についても意見がありました。

今般の国・県・市町村の経済対策の実施にあたっては、商工会議所及び商工会が大きな 役割を担いましたが、商工会議所連合会及び商工会連合会からは、商工会議所等の日頃か らの人員体制の充実について、強い要望がありました。プレミアム付き食事券事業等、多 くの事業が実施され、絶対的に人員が不足したとのことです。人件費は手当されていたものの、人手不足で人が集まらなかったり、経験の無い人材では対応できないなどで、職員への負担は非常に大きく、疲弊した状況がみられたとのことです。各事業の対象は会員企業に限られたものではないことから、行政が行うべき経済対策の一部を担っているような状況であり、これまでも、また今後もこのような役割を担っていくことが商工会議所等には求められています。今回のような緊急的な事態に備える趣旨からも、日頃からの人員体制の充実が必要とのことでした。関連して、商工会連合会からは、商工会の補助対象職員の基準について見直してほしいとの要望もありました。また、今回のような事業の実施にあたっては、スキームづくりの段階から、役割分担をはじめ十分な協議をお願いしたいとのことでした。

# ② 観光関係団体

観光業界の厳しい現状や行政の経済対策について、各団体から意見がありました。

ホテル旅館生活衛生同業組合からは、

- ・ 感染拡大による高齢者層の激減など、客層の変化や宿泊形態の変化、旅のスタイルの 変化に対応できていない施設がほとんどで、将来の不安要素となっている。変化に対応 していくため、情報収集やノウハウ取得が重要。ブレジャー、ワーケーション、サテラ イトオフィスなどについて検討が必要と考えている。
- ・ 長期にわたる業界の低迷は、宿泊施設の経営を悪化させており、設備のリニューアル の減少、リストラによるサービスの低下など、大きな影響がでてきている。宿泊施設数 の減少につながれば、観光客、コンベンション、スポーツ合宿の受入れ先が減少するこ ととなり、地域間の競争力の低下を招く。観光業は裾野が広く、観光業が悪くなると宮 崎県の経済全体が悪化する。地域の総合産業である観光業を守ることは地域経済を守る ことになる。
- ・ 金融対策や各種補助などの施策は効果があったとの評価の声が多くある。今後も事業 存続のため、新たな持続化給付金、感染拡大防止・集客のための補助金、宿泊費に対す る補助金、有利な融資制度の拡充、雇用調整助成金の特例措置の延長、新しい宿泊スタ イルに対応していくための補助金など、必要な施策をお願いしたい。
- ・ 各社が債務超過の危機をもう既に迎えている。半数以上のところが、既に債務超過に なっている可能性もある。新たな融資が受けられない可能性が出てきている。資本を厚 くする施策について検討いただきたい。
- ・ 台風10号の災害時の対応で、宿泊施設は避難場所として大きな役割を担ったが、感染 防止対策に大変苦慮した。災害時の避難受入れに対する補助や協定締結などの対応が急 務と考える。

などの説明がありました。

高千穂町観光協会からは、

- ・ 高千穂町においては、新規参入の動きもここ近年非常に目立ってきていたが、現在止まっている。宿泊業の撤退、廃業の声も出てきている。これが現実となると、新型コロナウイルス感染症が収束しても、地域の収容能力の問題が出てきて、地域振興に大きな痛手となる。何とか食い止めたいと思っている。
- ・ 雇用については、小規模事業者が多く、家族経営などで解雇の動きが目立ってきている。

などの説明がありました。

このほか、各団体から行政の経済対策の課題として、

- ・ 給付金の手続きを教えてほしいとか、申請書の書き方が分かりづらい、申請のための 時間がなかなかとれないなどの声が聞かれた。給付金・補助金の使い勝手をどう改善し ていくかが大きな課題。
- ・ 各種クーポン事業について、キャッシュレス化もあり、手続が非常に複雑化している。 零細企業ではほとんど対応できない。どう手助けしていくかが大きな課題。
- ・ 補助金などの助成制度がいろいろな機関から出されているが、その情報の入手に困難 が伴う。一カ所ですべての関係情報が分かるような工夫が必要。

などの意見がありました。

また、コロナ収束後も見据えた観光振興策として、

- ・ 県外客の比率が圧倒的に高い。関東・関西からの誘客がたいへん多い。アクセスの充 実が重要。東京・大阪からの飛行機の便の早い段階での復便や増便をしていただきたい。 こういった要望活動、陳情活動は継続して、他県にも負けないような形で取り組んでい く必要がある。
- ・ インバウンドの受入れ促進のため、出入の空港のある他県と連携して航空会社の航路 を共同で開拓し、県内の観光地を海外から訪れやすいエリアとしてほしい。
- ・ 宮崎市の中心市街地・ニシタチの活性化が重要。宮崎県の中心の宮崎市が活性化する ことにより、近隣の市町村にも恩恵がある。

などの意見がありました。

# (5) 県への提言

#### ① 経済対策

県の今後の経済対策について、委員から以下のような意見がありました。県当局には、 これらを十分踏まえ、迅速かつ切れ目のない施策を展開していくことを要望します。

- 経済活動に県民が踏み出すにはPCR検査等検査の拡充が必要。
- ・ 国内総生産の半分以上を占める個人消費を喚起していくことが大事で、そのために はスピード感のある取組と本当に困っている人にお金を早く行き渡らせることが必要。

また、知事のテレビ出演等、強いアピールが重要。

- ・ 建築・土木工事については、経済波及効果が大きい。住宅建築や耐震化補修工事、 リフォーム、飲食店の感染防止のための改装等の需要の喚起や、防災減災のための公 共工事の推進など、経済波及効果を考慮した効果的な施策推進に努めること。
- アフターコロナの宮崎の将来像を考えながら、テイクアウト、キャシュレス、ネット販売など、コロナとともに生きる社会に対応していくための支援を行っていく必要があり、支援に当たっては、資金のみならず、コーディネートを伴った丁寧なものとすることが重要。
- まずは県民の県内観光を進めていくこと。
- ・ 県外からの修学旅行生の誘客に努めること。
- ・ 補助金などの支援は財源次第で限界がくる。今後、債務超過で融資が受けられず、 倒産が避けられない者が相当数でてくるのではないか。資本増強のための施策の検討 が必要。
- ・ 不測の大型倒産があると、県内経済は一層たいへんな状況となる。そういった事態が生じないよう、県内企業の状況について常に把握しておくとともに、万一の場合に備えて、万全の体制をとっておくこと。
- ・ 給付金・補助金等については、一律ではなく、会社の規模など、それぞれの会社の 実情を踏まえたものとすること。
- ・ 給付金・補助金等の申請においては、パソコンが使えない方や商工会等に入ってい ない方などへの十分な配慮を行うこと。

#### ② 雇用対策

感染拡大の影響で解雇や雇い止めにあった労働者は、見込みも含めると全国で9万人を 超えており(2月26日時点)、特に非正規労働者は厳しい状況となっています。

県当局には、非正規労働者、新規学卒者などそれぞれの実情に応じた迅速かつきめ細かな対策を講じていくとともに、雇用を守る意味からも企業が廃業に至らないよう支援を強化するなど、雇用対策には万全を期するよう要望します。

また、新型コロナウイルス感染症を受けた産業構造の変化等を見据えた、中・長期的な 視点での雇用対策を検討することを要望します。

# ③ 生活困窮者への支援

警察庁と厚生労働省は1月22日、令和2年の全国の自殺者数は前年比750人増(3.7%増)の20,919人(速報値)だったと発表しました。感染拡大に伴う経済的困窮などが影響していると考えられます。

県当局には、支援事業の実施の遅れや、支援に関する情報が届かないことにより、生活が困窮し自殺につながるような事態に至ることなどがないよう、国の事業が間に合わない場合は県で実施するなど、迅速な支援を行うとともに、各種支援の情報が必要としている

人に確実に届くよう十分な周知を行っていくことを要望します。

# ④ 財源の確保・充実等

経済対策をはじめ、今後の新型コロナウイルス感染症への対応を進めていく上では、裏付けとなる財源の確保・充実が不可欠です。また、将来的には国民の税負担の増加が懸念されます。

県当局には、必要な財源の充実・確保及び将来の国民になるべく負担のかからないような税制の検討を国へ要望していくことを要望します。

# ⑤ 社会経済の変化を本県の発展につなげる取組

都市部における人の密集リスクを避けた人材の地方回帰の動きがあります。また、海外に依存する経済から転換すべきとして、食料自給率の問題が改めて注目されています。既に業務用の野菜などは国産回帰が見られるとのことですが、本県にとって、これらは大きなチャンスと捉えられます。

県当局には、人材の地方回帰や海外依存から転換の動きをはじめ、こうした社会経済の変化に対して、本県経済が的確に対応していくとともに、これらチャンスを農業分野をはじめ本県経済の発展にしっかりとつなげていくよう要望します。

# ⑥ 商工会議所、商工会の人員体制の整備

国・県・市町村の経済対策の実施にあたっては、商工会議所・商工会は大きな役割を担いましたが、絶対的に人員が不足し、職員の疲弊した状況がみられたとのことです。各事業の対象は会員企業に限られたものではなく、行政が行うべき経済対策の一部を担っているものであり、これまでも、また今後もこのような役割が求められています。商工会議所・商工会は、商工業のみならず、地域振興において中心的な役割を担っており、今回のような緊急的な事態に備える意味からも、日頃からの人員体制の充実が必要と考えます。関連して、商工会連合会からは、商工会の補助対象職員の基準について見直すよう要望がありました。また、今回のような事業の実施にあたっては、スキームづくりの段階から、役割分担をはじめとして十分な協議をお願いしたいとの意見もありました。

県当局には、商工会議所・商工会の日頃からの人員体制の充実を図るとともに、事業の 実施にあたっては十分な配慮を行うよう要望します。

# Ⅲ 結 び

以上、当委員会の1年間の調査内容及び活動について御報告申し上げました。

調査項目の「本県の地域医療体制及び感染症予防等への対応」に関しては、医療提供体制は、 依然として厳しい状況が続くとともに、医療従事者や保健所職員など、現場で対応している関 係者にとっては、心身の大きな負担に終わりが見えません。本県の医療提供体制は元来脆弱で すが、国においては地域医療構想等により病床を削減する方向です。

県当局においては、医療提供体制の強化と医療従事者等の支援に引き続き努めるとともに、 将来にわたって本県の地域医療を守っていく意味からも、平時からの備えとして、医師、看護 師等の人材の育成・確保や病床数の確保など、医療資源を十分確保していくことができるよう 国へ要望していくことを要望します。

また、PCR検査等について、委員から、「発熱した患者は、風邪などと診断されても、陰性という証明をもらわない限りは安心できない。」、「医療機関、高齢者施設など集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員、入所者等への定期的なPCR検査が必要。」、「すべての医療圏で検査が行える体制を構築すべき。」など、様々な観点からの意見がありました。

県当局には、感染の拡大防止と県民の安心確保のため、検査体制を一層拡充していくことを 要望します。

医療機関や医師会等の関係機関及び市町村については、最前線で懸命な対応を行っていただいており、信頼関係に基づきしっかりと連携を図っていかなくてはなりません。

県当局には、患者に関する情報など、必要な情報を適切に共有するとともに、その都度十分 協議を行いながら取組を進めていくことを要望します。

高齢者施設、保育所、訪問看護、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、特別支援学校等については、新型コロナウイルス感染症が拡大する中でも、受け入れを続けていただいており、周囲の家族等にとっては、受入れがなくなれば、日常生活が成り立たなくなるような不可欠な施設等ですが、今回、この役割の重要性が改めて広く認識されるとともに、人手不足などの課題も浮き彫りとなりました。

県当局においては、これら施設・学校等について、感染防止対策や働く職員への支援、施設整備など、現場の声をよく聞きながら必要な支援を十分行っていくとともに、日頃からの人員確保への支援を強化していくことを要望します。

感染者、濃厚接触者、医療従事者やその家族などに対する差別や誹謗中傷、憶測に基づく情報のSNSによる拡散などの行為が県内でも行われています。人権侵害であり決して許すことはできません。

県当局においては、感染者等に対する誹謗中傷等がなくなるよう、学校をはじめとして、取 組を一層強化していくことを要望します。 調査事項の「学校における対応」に関しては、子ども達は長期の臨時休業をはじめ、各種行事の中止や縮小など、感染拡大により大きな影響を受けています。委員からは、「一人一人の人格ができあがる非常に大事な時期。就職や進学において、あのときはコロナだったからと特別扱いはされない。しっかりとした人間にしてあげて世に出してあげていただきたい。」との意見がありました。

委員会では、高等学校、中学校及び放課後等デイサービス事業所と意見交換を行いましたが、 そこでは、学校での感染防止対策やデジタル化への対応などはもとより、生活に困窮する家庭 の現状、子ども食堂など人との接触を伴う支援が停滞している状況、高校生の施設実習や会社 見学ができなかったことなどにより就職活動に困難が伴っていること、施設の整備や改修の必 要性など、子ども達への影響の大きさを現場で対応する立場から説明いただきました。

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、生活困窮家庭への支援やデジタル化、施設整備など、日頃からの備えを十分にしておくべきであったことについて、その重要性を改めて認識させるものとなりました。県当局には、子ども達の学びの保障のため、影響を最小限に止めることができるよう全力で取り組むことを要望します。

調査事項の「県内の産業・観光の影響と復興」に関しては、経済情勢の厳しさが続く中、解雇や雇い止めにあった労働者は、見込みも含めると全国で9万人を超えており(2月26日時点)、特に非正規労働者は厳しい状況となっています。自殺者も全国的に増加しており、経済的な困窮などが影響していると考えられます。

県当局との意見交換の中で、経済対策について委員から、「PCR検査等の充実が経済活動の基盤となる。」、「個人消費の喚起策が重要。」、「住宅建築の促進等、経済波及効果を考慮した施策を推進すること。」、「テイクアウト・キャッシュレスなどコロナとともに生きる社会へ対応していくための支援が必要。」、「まずは県民の県内観光を進めていくこと。」などの意見がありました。また、給付金・補助金等に関連して、パソコンが使えない方や商工会等に属さない方などへの配慮や、県などの経済対策の実施を担う商工会等の人員体制の充実についての意見もありました。

県当局には、これらの意見を踏まえ、切れ目のない経済対策を展開するとともに、雇用対策 に万全を期するよう要望します。また、生活が困窮している方に対しては、迅速な支援を行う とともに、各種支援の情報が必要としている人に確実に届くよう十分な周知を行っていくこと を要望します。

今回の感染拡大を受けて、都市部における人の密集リスクを避けた人材の地方回帰の動きが 出てきています。また、海外に依存する経済から転換すべきとして、食料自給率の問題が改め て注目されています。既に業務用の野菜などは国産回帰が見られるとのことですが、本県にと って、これらは大きなチャンスと捉えるべきです。

県当局には、人材の地方回帰や海外依存から転換の動きをはじめ、こうした社会経済の変化に対して、本県経済が的確に対応していくとともに、これらチャンスを農業分野をはじめ本県経済の発展にしっかりとつなげていくよう要望します。また、これによる産業構造の変化を十

分見据えた、中・長期的な視点での雇用対策を検討していくことを要望します。

本県では、令和3年1月末現在で計1,832名の感染者が確認されています。当委員会の設置は令和2年4月17日ですが、当時は17例が確認されていたものの、以降80日以上にわたり感染者は確認されず、全国的みても非常に感染が抑えられた状況にありました。当時、一部には楽観的な見方があったことは否定できず、多くの県民もここまで感染が拡大し、広範囲に重大な影響を及ぼそうとは想像できなかったのでないかと思います。この間、県当局は、業務負担も大きい中、対策を着実に進め、第2波、第3波に対応してきており、高く評価するところです。

今後は、収束に向けて期待されるワクチン接種が始まりますが、接種業務に携わる医師や看 護師の確保をはじめ、接種会場が過密となるなどの課題があるといわれています。

県では来年度当初予算編成方針の中で、「コロナ危機の克服と新たな成長の基盤づくり」を 重点施策の一番に掲げていますが、県議会としても、ワクチン接種体制の構築をはじめとして、 新型コロナウイルス感染症に対しては、来年度も最重要課題として取り組んでまいります。

この「歴史的な危機」に対しては、医療機関等の関係機関や市町村はもちろんですが、県民 一人一人の理解と協力なくして乗り越えていくことはできません。県当局には、当委員会の提 言を踏まえ、県民の総力を挙げた取組を推進していただくことを要望して、当委員会の報告と いたします。 IV 委員会設置等資料

# (資料Ⅳ-1)

# 特別委員会の設置

(令和2年4月17日議決)

- 1 名 称 新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会
- 2 目 的 感染症対策の強化及び医療体制・県内経済の安定へ向けて所要の調査 活動を行うことを目的とする。
- 3 委員定数 12名
- 4 期 限 令和3年3月31日までとする。
- 5 活 動 本委員会は、地方自治法第109条第8項の規定により、必要と認めた 場合には議会閉会中も随時開催することができる。

# (資料Ⅳ-2)

# 委 員 名 簿

(令和2年4月17日選任)

委 員 長 山 下 寿 副委員長 外 山 衛 委 員 坂 博 美 委 蓬 三 員 原 正 委 員 野 﨑 幸 士 内 委 員 田 理 佐 委 員 日 髙 利 夫 委 員 太 海 田 清 委 員 岩 切 達 哉 委 員 坂 本 康 郎 員 委 前屋敷 恵 美

委

員

井 上 紀代子

# 委員会活動経過の概要

#### 令和2年4月17日

- 〇 臨時県議会
  - 1 新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会の設置
  - 2 委員の選任及び正・副委員長の互選

委 員 長 山 下 寿 副委員長 外 山 衛 委 員 坂 口 博 美 蓬 原 正 三 委 員 委 員 野 﨑 幸 士 委 員 内 田 理 佐 委 員 日 髙 利 夫 委 太田清海 員 委 岩 切 達 哉 員 委 坂 本 康 郎 員 前屋敷 恵 美 委 員 井 上 紀代子 委 員

#### 令和2年5月18日

○ 委員会 (閉会中)

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、今後の委員会の調査事項、 活動方針・計画等について協議した。

- 1 福祉保健部、病院局、教育委員会
  - (1) 新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等について
  - (2) 新型コロナウイルス感染症に関する第1次基本的対処方針(保健分野)について
  - (3) 宮崎県の対応方針(改訂)について
  - (4) 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について
- 2 総合政策部、環境森林部、商工観光労働部、農政水産部、県土整備部
  - (1) 新型コロナウイルス感染症の本県経済への影響について
  - (2) 新型コロナウイルス感染症経済対応方針(骨子)について

#### 令和2年6月22日

○ 委員会(6月定例会)

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、県内調査の調査先等について協議した。

- 1 福祉保健部、病院局
  - (1) 新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等について
  - (2) 新型コロナウイルス感染症に係る県立病院の取組について

#### 令和2年7月21日

○ 委員会 (閉会中)

次の事項について一般社団法人宮崎県商工会議所連合会等と意見交換を行うとと もに、県内調査の調査先等について協議した。

- 1 一般社団法人宮崎県商工会議所連合会、宮崎県商工会連合会、宮崎県中小企業 団体中央会、宮崎県飲食業生活衛生同業組合、宮崎県社交飲食業生活衛生同業組 合、宮崎県すし商生活衛生同業組合
  - (1) 新型コロナウイルス感染症の影響等について

#### 令和2年9月23日

○ 委員会(9月定例会)

次の事項について宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合等と意見交換を行うととも に、県内調査の調査先等について協議した。

- 1 宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合、一般社団法人日本旅行業協会宮崎地区委員会、一般社団法人全国旅行業協会宮崎県支部、公益社団法人宮崎市観光協会、一般社団法人日南市観光協会、一般社団法人高千穂町観光協会、公益財団法人宮崎県観光協会
  - (1) 新型コロナウイルス感染症の本県観光への影響等について

#### 令和2年10月12日~13日

- 県内調査
  - 1 延岡市、日南市(県議会において意見交換) 新型コロナウイルス感染症に係る経済・雇用対策、感染拡大防止対策、県との 連携状況等について調査を行った。
  - 2 県立門川高等学校、日南市立飫肥中学校、合同会社レスパイトサービスあるたす(県議会おいて意見交換)

新型コロナウイルス感染症に係る授業対応の状況、放課後等デイサービス・放 課後児童クラブへの影響等について調査を行った。

- 3 宮崎市保健所(宮崎市) 新型コロナウイルス感染症への対応状況について調査を行った。
- 4 宮崎県医師会(宮崎市) 新型コロナウイルス感染症対策の取組状況、県との連携状況等について調査を 行った。

#### 令和2年10月27日

○ 委員会(閉会中)

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、次回の調査内容等について 協議した。

- 1 福祉保健部、病院局、教育委員会
  - (1) 新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等について
  - (2) 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

#### 令和2年12月7日

○ 委員会(11月定例会)

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、県への提言内容等について 協議した。

- 1 総合政策部、環境森林部、商工観光労働部、農政水産部、県土整備部
  - (1) 新型コロナウイルス感染症の本県経済への影響について
  - (2) 県の新型コロナウイルス感染症に係る経済対策と進捗状況について

# 令和3年1月22日

○ 委員会(閉会中)委員会報告書骨子(案)について協議した。

# 令和3年3月15日

○ 委員会(2月定例会) 委員長報告(案)について協議した。

# 令和3年3月17日

○ 本会議(2月定例会)委員会の調査結果について委員長が報告した。